

監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成27年3月31日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	石川	勝彦
同	野呂	泰治

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
こども未来部こども保健福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成26年12月19日から平成27年 1月19日まで
- 4 監査期間 平成27年 1月20日
- 5 監査対象年度 平成25年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
代 表 者	会長 伊藤 八峯
住 所	四日市市諏訪町2番2号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市母子福祉センター (平成26年10月1日に四日市市母子・父子福祉センターに改正)		
所 在 地	四日市市諏訪町2番2号	設置年月：平成2年8月	
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日		
指定管理料	4,300,000円(平成25年度)		
指定管理に係る収支状況	収 入	4,300,000円	
	支 出	4,247,163円	
	収 支	52,837円	
利 用 実 績	年間利用者数		
	平成23年度	1,316人	
	平成24年度	1,311人(前年度比 5人減)	
	平成25年度	1,249人(前年度比 62人減)	

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の制限、取消し等に関すること。

イ センターの施設・附属設備等の維持管理に関すること。

ウ その他、センターの運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b)-(a)
利用料金収入	0	0	0
指定管理料	4,300,000	4,300,000	0
法人からの繰入	161,000	0	161,000
収入計	4,461,000	4,300,000	161,000
人件費	3,729,000	3,694,823	34,177
管理費	201,000	81,840	119,160
消耗品費	140,000	63,000	77,000
燃料費	0	0	0
印刷製本費	20,000	0	20,000
光熱水費	0	0	0
修繕料	20,000	0	20,000
通信運搬費	10,000	10,800	800
広告料	0	0	0
手数料	0	0	0
保険料	0	0	0
委託料	0	0	0
賃借料	0	0	0
その他	11,000	8,040	2,960
事業費(ソト事業等)	531,000	470,500	60,500
一般管理費	0	0	0
支出計	4,461,000	4,247,163	213,837
収支	0	52,837	52,837

第3 監査の結果

四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者社会福祉法人四日市市社会福祉協議会における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

特になし

【こども未来部こども保健福祉課】

特になし

2 意見

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

(1) 協定書に基づく業務の履行について

ア 施設の利用許可の手続きについて、施設の目的に合った利用かどうか検討すべき事例が見受けられた。目的外使用であれば、基本協定書第11条第1項第1号に基づく手続きを行うこと。 【改善事項】

イ 仕様書の事業の実施に関する項目において、母子寡婦福祉会支援と自立の促進が掲げられている。実質的な自立を目指すため、その支援のあり方や自立の目標を明確にすること。 【要望事項】

(2) 事業計画書、事業報告書について

ア 事業計画書について、パソコン講座を除いては具体的な内容が記載されていない。事業内容、収支予算を具体的に記載するよう改めること。 【改善事項】

イ 事業報告書には、事業報告や収支決算、利用者アンケートの結果が記載されていたが、職員の研修計画に対する実績報告は記載がなかった。事業計画と実績が突合できる事業報告書となるよう改めること。 【改善事項】

(3) 物品管理について

物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。 【改善事項】

(4) 利用者数について

過去3年間の状況において、講座・サークルの活動回数は増えているものの、相談件数や利用者数は減少傾向にある。相談しやすい環境づくりなど利用しやすくなるよう工夫すること。また、PRをさらに充実させ、利用者の増加に向けた取り組みに努めること。 【要望事項】

(5) 相談業務について

相談者に対応するためには、相談員は母子福祉等に係る経験や専門性を有していることが必要である。研修を充実させて、相談員の能力向上を図り、母子・父子福祉センターの質の向上につなげること。 【改善事項】

【こども未来部こども保健福祉課】

(1) 協定書・仕様書について

ア 仕様書の施設・設備等に関する保守管理において、施設修繕についての明確な記載がなかった。協定書・仕様書の内容に不備がないか、業務内容が明確になっているかなど、内容を精査すること。【改善事項】

イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく管理物件一覧表において、協定締結の数年後に数量の修正や廃棄済みの表示を原本に加筆していた事例が見受けられた。適切な書類の保存を行うこと。また、協定締結以後の貸与備品の変動については、履歴を残すとともに更新した管理物件一覧表を年度協定書に添付し、貸与備品の管理を徹底すること。【改善事項】

(2) 委託業務の履行確認について

ア 仕様書において、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとして記載されているが、各種帳簿等の実査がされていなかった。協定書・仕様書に基づき実査マニュアルやチェックリストを作成し、毎月の業務報告書や支出の内容等について実査を行い、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】

イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく貸与備品の実査は行われていたが、指定管理者立会いの下、実査を行い、実査記録には指定管理者立会者の氏名・押印したものを記録として残すこと。【改善事項】

(3) 指定管理者への指導監督について

ア 指定管理業務が協定書や事業計画に基づいて行われているか、定期的に月次報告書等について書面と現場での確認を行うこと。また、不定期に業務の実施状況を実査確認しモニタリングを強化すること。【改善事項】

イ 基本協定書第49条（連絡調整会議の設置及び運営）に基づく連絡調整会議の記録が残されていない事例が見受けられた。指定管理者に対して行った指導や打ち合わせの記録を文書にして残すこと。【改善事項】

(4) 相談窓口について

利用者にとって、母子・父子福祉センターと家庭児童相談室のどちらに相談すべきなのかがわかりにくい。それぞれの役割分担を整理し、協定書・仕様書の内容を見直すこと。その上で、案内表示などを改良し、利用者にとってわかりやすい相談窓口とすること。

【改善事項】

第1 監査の概要

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 | 監査対象 | 四日市市体育協会グループ
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 事前調査期間 | 平成26年12月17日から平成27年 1月19日まで |
| 4 | 監査期間 | 平成27年 1月20日 |
| 5 | 監査対象年度 | 平成25年度 |
| 6 | 監査対象事項 | 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務 |
| 7 | 監査方法 | 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。 |

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	四日市市体育協会グループ (平成25年度は、四日市市体育協会・四日市市シルバー人材センターグループ)
代 表 者	特定非営利活動法人四日市市体育協会 理事長 山田 源嗣 (平成25年度は、特定非営利活動法人四日市市体育協会 会長 水谷 敏男)
住 所	四日市市日永東一丁目3番21号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市運動施設（31施設） （運動施設一覧のとおり）	
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日	
指定管理料	233,439,000円（平成25年度）	
指定管理に係る収支状況	収 入	350,635,071円
	支 出	350,563,983円
	収 支	71,088円
利 用 実 績	年間利用者数	
	平成23年度	689,631人（前年度比 73,473人 減）
	平成24年度	782,362人（前年度比 92,731人 増）
	平成25年度	817,445人（前年度比 35,083人 増）

< 運動施設一覧 >

施設名	所在地	設置年月
霞ヶ浦体育館	大字羽津甲 5 1 6 9	昭和 4 8 年 4 月
霞ヶ浦第 1 野球場		
霞ヶ浦第 2 野球場		
霞ヶ浦サッカー場		
霞ヶ浦弓道場		
霞ヶ浦プール		
霞ヶ浦運動用舟艇場		
中央緑地体育館	日永東一丁目 3 - 2 1	昭和 4 3 年 9 月
中央緑地第 2 体育館		平成 6 年 1 2 月
中央緑地陸上競技場		昭和 4 3 年 9 月
中央緑地野球場		
中央緑地水泳競技場		
北条野球場	北浜町 1 5 - 3	昭和 2 5 年 5 月
三滝テニスコート	新浜町 1 7 - 2 3	昭和 4 7 年 4 月
三滝武道館		昭和 6 1 年 3 月
三滝相撲場		平成 2 年 3 月
城北テニスコート	城北町 8 - 9	平成 6 年 2 月
松原テニスコート	松原町 4 - 1 5	昭和 2 9 年 5 月
松原野球場		昭和 5 4 年 4 月
鈴鹿川ラグビー・サッカー場	内掘町地先	平成 元年 1 0 月
鈴鹿川河原田野球場	河原田町地先	平成 2 年 3 月
鈴鹿川河原田ソフトボール場		
鈴鹿川グラウンドゴルフ場		
垂坂ソフトボール場	大矢知町大沢 1 9 8 1 - 2 5	昭和 5 8 年 3 月
垂坂サッカー場		平成 7 年 3 月
楠緑地体育館	楠町北五味塚 1 2 1 5 - 1	平成 7 年 3 月
楠緑地武道場		
楠緑地多目的運動場		
楠緑地テニスコート		
本郷河川敷グラウンド	楠町本郷地先	平成 元年
温水プール	昌栄町 2 1 - 2 1	昭和 4 9 年 3 月

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付に関すること。
- ウ 維持管理に関すること。
- エ その他、運動施設の運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b) - (a)
利用料金収入	90,000,000	97,869,470	7,869,470
指定管理料	233,439,000	233,439,000	0
自主事業収入	12,200,000	17,581,680	5,381,680
受取利息	11,000	6,090	4,910
雑収入	1,700,000	1,738,831	38,831
収入計	337,350,000	350,635,071	13,285,071
人件費	69,140,000	69,824,265	684,265
管理運営費	238,750,000	249,772,074	11,022,074
消耗品費	13,500,000	12,702,963	797,037
燃料費	800,000	1,141,657	341,657
印刷製本費	1,300,000	1,698,637	398,637
光熱水費	74,000,000	73,654,053	345,947
修繕料	21,000,000	23,013,671	2,013,671
通信運搬費	1,400,000	1,329,094	70,906
広告料	400,000	621,621	221,621
保険料	1,600,000	1,647,540	47,540
管理委託費	90,300,000	91,500,000	1,200,000
業務委託費	32,000,000	35,253,756	3,253,756
賃借料	1,000,000	893,091	106,909
その他	1,450,000	6,315,991	4,865,991
事業費(ソト事業等)	24,300,000	25,972,444	1,672,444
一般管理費	4,980,000	4,995,200	15,200
支出計	337,170,000	350,563,983	13,393,983
収支	180,000	71,088	108,912

第3 監査の結果

四日市市運動施設の指定管理者四日市市体育協会グループにおける出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市市体育協会グループ】

(1) 事業計画書、事業報告書について

基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出していた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出すること。

【教育委員会スポーツ課】

(1) 指定管理者への指導監督について

基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出されていた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出を求めること。

2 意見

【四日市市体育協会グループ】

(1) 協定書に基づく業務の履行について

管理物件について、松原テニスコートの日よけテントの支柱の腐食及び審判台の記載台が劣化していた事例や中央緑地体育館において観覧席の椅子の一部にひび割れが見受けられた。事故防止のため、早急に対応するとともに適切な管理を行うこと。 【改善事項】

(2) 物品管理について

物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。 【改善事項】

(3) 利用者の安全安心について

施設の安全管理については、市との連携を十分に行い、利用者の安全安心につなげるよう努めること。 【要望事項】

(4) スポーツ振興について

公の施設を管理していることから、職員の業務知識の向上を図り、利用者に対して開かれた施設となるよう、民の力を十分発揮するとともに市のスポーツ振興に努めること。

【要望事項】

【教育委員会スポーツ課】

(1) 事業計画書の精査について

事業計画書の提出時には、協定書・仕様書に基づいているか、事業計画書の精査を行うこと。そのために、事業内容、人員配置及び収支計画の数値の妥当性などのチェックマニュアルを作成すること。 【改善事項】

(2) 委託業務の履行確認について

協定書・仕様書に基づき実査マニュアルやチェックリストを作成し、毎月の業務報告書や年間事業報告書の内容等について確認を行い、その記録を文書にして残すこと。

【改善事項】

(3) 収支報告書の精査について

指定管理者の管理業務の実施状況、利用実績等についての事業報告書及び収支決算書が提出されているが、特に、収支に関する確認が十分に実施されていない。日常の収支、決算についてのチェック項目の抽出や手順書の作成を行うこと。そのうえで、定期的な収支経理簿と証拠書類との抜き取り検査・照合、決算時における内容確認を十分行い、指定管理者への牽制や指導監督を行うこと。 【改善事項】

(4) 指定管理者への指導監督について

指定管理業務が協定書や事業計画に基づいて行われているか、定期的に月次報告書等について書面と現場での確認を行うこと。また、不定期に業務の実施状況を実査確認しモニタリングを強化すること。 【改善事項】

(5) 施設及び貸与備品の管理について

ア 多くの施設を指定管理者に管理させている。すべての施設について、定期的に現場の状況を確認し、その記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

イ 基本協定書第25条(備品等の貸与)に基づく貸与備品の抽出実査は行われているが、貸与備品の管理について、市の貸与備品台帳と指定管理者の現場の管理台帳との突合を行った後に管理台帳と現物を実査し、指定管理者立会者の氏名・押印したものを記録として残すこと。また、全施設の貸与備品について、計画的に実査すること。 【改善事項】

ウ 貸与備品の処分を申請に基づき決定しているが、現物を確認していない事例が見受けられた。貸与備品の処分については、必ず現物を確認してから決定を行うこと。 【改善事項】

(6) 施設運営について

利用者への利便性とサービスの向上を図るため、指定管理者と連携を密にし、市民により多く利用してもらえるような運営に努めること。 【要望事項】

(7) 文書管理について

施設利用者部会で寄せられたスポーツ課への要望について、適切に対応するとともに、その記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

(8) 利用料金について

特定の施設でポイントカードを用いた割引を適用しているが、その利用形態が条例等に定められていない。公の施設の管理として適切なものが再検討した上で、関係規定を整備すること。 【改善事項】

(9) 自主事業について

スポーツ教室や市民大会を自主事業として仕様書で定め、指定管理者に行わせているが、その収支は、マイナスとなっており指定管理料で補っている。自主事業を行う上での費用の限度を定めること。 【改善事項】

(10) 修繕等経費負担区分について

ア 施設の修繕等に係る指定管理者と本市との負担については、基本協定書第19条で定められているが、修繕等経費負担区分の範囲を超えて指定管理者に修繕を行わせていた事例が見受けられた。定められたルールに基づき、過剰な負担を求めないこと。また、指定管理者が行う修繕については、事前に市との協議が必要なものや工事前後の確認ができる書類の作成など、一定のルールを定めること。 【改善事項】

イ 修繕等経費負担区分において、100万円未満の修繕等は指定管理者が行っており、その費用は指定管理料に含まれている。しかしながら、修繕費は、本来資産を所有している市にしか発生しない。修繕等に係る経費負担の考え方について、改めて見直しを行うこと。

【要望事項】